

○甲南大学講堂兼体育館規程

昭和41年9月8日
大学会議制定
改正 昭和53年 9月28日
昭和62年 7月 9日
平成 3年 3月28日
平成 8年 6月20日
平成 9年 6月19日
平成11年11月18日
平成15年 7月24日
平成16年 3月18日
平成19年 5月24日
平成23年 5月26日
平成26年2月27日
平成27年3月19日
平成27年4月1日
学長決定
改正 平成27年5月21日
令和2年2月21日
令和4年3月28日
令和5年2月24日

(目的)

第1条 甲南大学講堂兼体育館(以下「講堂兼体育館」という。)は、本大学の教育精神に則り、これを具現するための行事及び正課の体育授業並びに体育系課外活動に供することを目的とする。

(施設の区分)

第2条 講堂兼体育館は、次の施設からなる。

- (1) 舞台(ステージ)、競技場、観客席
- (2) ホール、クローク、男子更衣室、女子更衣室、来賓室、共同部分

(使用)

第3条 講堂兼体育館は、次の用途に使用する。

- (1) 大学の主催する行事
- (2) 正課の体育授業
- (3) スポーツ・健康科学教育研究センターの教育研究活動
- (4) 課外活動団体(体育会)のクラブ活動
- (5) 課外活動団体(体育会)の行事
- (6) 学生自治会の行事
- (7) 課外活動団体(文化会)の行事
- (8) 講堂兼体育館運営委員会(以下「運営委員会」という。)が使用を認めた本学関係者の主催する行事
- (9) その他運営委員会が必要と認めた行事等

(優先順位)

第4条 講堂兼体育館の使用の優先順位は、原則として前条各号の順とする。

2 第3条第4号で使用の際の優先順位は、別に定める。

(申請手続)

第5条 講堂兼体育館を使用の際の申請手続等は、別に定める。

(運営委員会)

第6条 講堂兼体育館を適正に運営管理するため、運営委員会を設ける。

(構成)

第7条 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) スポーツ・健康科学教育研究センター所長
- (2) 教務部長、学生生活支援センター所長、学長室事務部長、財務部長及び管財部長
- (3) 教務部、学生支援機構事務室及び全学教育推進機構事務室の専任職員管理職 各1名
- (4) 全学共通教育センターの専任教員 1名
- (5) 学生の代表者 1名
- (6) 体育会本部員のうち講堂兼体育館を使用する課外活動団体から選出された者 1名

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

3 第1項第4号、第5号及び第6号に定める委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第8条 運営委員会の委員長は、スポーツ・健康科学教育研究センター所長がこれに当たる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会の事務は、全学教育推進機構事務室において行う。

(協議)

第9条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する事項

- (2) 使用、使用条件等に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項
(管理運営)

第10条 講堂兼体育館の運営管理は、次の区分によつて行う。

- (1) 運営部門 スポーツ・健康科学教育研究センター所長
 - (2) 管理部門 管財部長
- (使用許可の取消)

第11条 大学の学事上の特別な事情が生じた場合は、運営委員会の審議を経て、委員長が使用の許可を取り消すことがある。
(損害賠償)

第12条 使用者が建物、附属設備、什器備品等を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
(細則)

第13条 講堂兼体育館の運営管理について必要な細則は、別にこれを定める。
(改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会及び大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年3月28日から施行する。ただし、第4条第2号及び第8条第2号の規定については、平成2年7月1日から、第4条第1号及び第3号並びに第8条第1号イの規定については、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年6月19日から施行し、平成9年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。